

(様式第2号)

監委第88号

令和5年1月25日

太田市長 清水 聖 義 様
太田市議会議長 岩崎 喜久雄 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 星野 一 広

工事監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査（工事監査）
- 3 監査の対象
工事の名称 (仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事
工事期間 令和3年6月21日から令和5年4月28日
請負金額 当初 7,199,940,000円(税込)
変更 7,598,140,000円(税込)
対象課 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課
都市政策部 建築住宅課
- 4 監査の着眼点
(1) 計画及び設計 施工現場の状況に適合した効率的で経済的な設計となっているか。
(2) 工事監理 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
(3) 現場施工 ①現場の安全管理は適切に行われているか。
②現場の環境管理は計画的で環境に配慮した施工がなされているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

本市の工事執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに工事の設計、施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため、計画・設計・積算・工事監理・施工・検査・維持管理・業務委託等について、関係資料をもとに工事関係職員及び施工業者から説明を聴取するとともに現地を実査した。

工事の技術的な指導、助言については、技術面での専門的な知識経験を有する「公益社団法人 大阪技術振興協会」と工事技術調査業務委託契約を行い、調査協力を得て、その調査報告を参考に、法規性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から、工事執行がなされているかを監査した。

(2) 監査の期間

令和4年9月29日から令和5年1月25日まで

6 監査の結果

(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事に関連する事務事業の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかった。